

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年8月1日から2027年7月31日までの 3年間

2. 課題

計画期間中に、育児・介護・私生活等と仕事を無理なく両立できる雇用環境を整備し、性別や年齢にかかわらず、社員が継続的に就業できる職場風土の醸成を図る。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 柔軟な働き方である短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク等の制度を利用した社員の割合を、計画期間終了時までには30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

2024年 8月 介護、通院、育児等に活用できる制度であることを社内周知

2026年 6月 活用例について情報共有を行い、社員からの制度利用に関する相談がしやすい環境づくりを進める。

2026年 8月 柔軟な働き方の制度の利用状況を定期的に確認し、制度が円滑に運用されているかを確認する。

目標2 年齢を問わず、社員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりを進める。

<実施時期・取組内容>

2024年 8月 健康診断の受診状況を把握し、社員の健康管理に関する現状の確認を行う。

2025年 4月 社員が自身の健康に関心を持つきっかけづくりとして、社内イベントや配布資料等を活用した情報提供を行う。

以上